

保 健 福 祉 部

令和4年（2022年）5月16日調製

# 臨 時 会 提 出 予 定 案 件 資 料

	ページ
1 令和4（2022）年度補正予算概要 .....	1
2 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子 .....	2～3
3 専決処分の報告について（損害賠償の額について） .....	4

# 1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計  
[歳出]  
衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
感染症等予防費	425,638	新型コロナウイルス ワクチン接種関係経費増 425,638 ( 3回目接種から5カ月経過した60歳以上および18～59歳の基礎疾患を有する方等を対象とした4回目接種に係る経費 )	(国) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 367,224 (国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 58,414

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
事項	説明	事項	説明
繰入金	一般会計繰入金増 3,248 職員給与費等分増 3,248	職員費	一般部局職員費増 3,248 ( 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への保険料減免事務に係る人件費 )
補正額計	3,248	補正額計	3,248
補正後 予算額	32,127,847	補正後 予算額	32,127,847

## 2 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等について、令和4年度分の保険料等に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため。

### (2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### (3) 施行期日

公布の日

**【 函館市介護保険条例 新旧対照表 】**

現 行	改 正 案
<p align="center">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により第12条第1項第2号、第3号または第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料（<u>令和2年度分および令和3年度分</u>の保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限</u>（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p align="center">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のための措置の影響により第12条第1項第2号、第3号または第5号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料（<u>令和3年度分および令和4年度分</u>の保険料であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限</u>（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するもの（市長が別に定める保険料を除く。）に限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

### 3 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和4年1月25日函館市昭和4丁目34番地先交差点内で発生した交通事故による損害賠償の額を令和4年3月31日地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

(2) 損害賠償の額

628,804円

(3) 損害賠償の相手方

函館市に在住する60歳代の男性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により，第2回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。